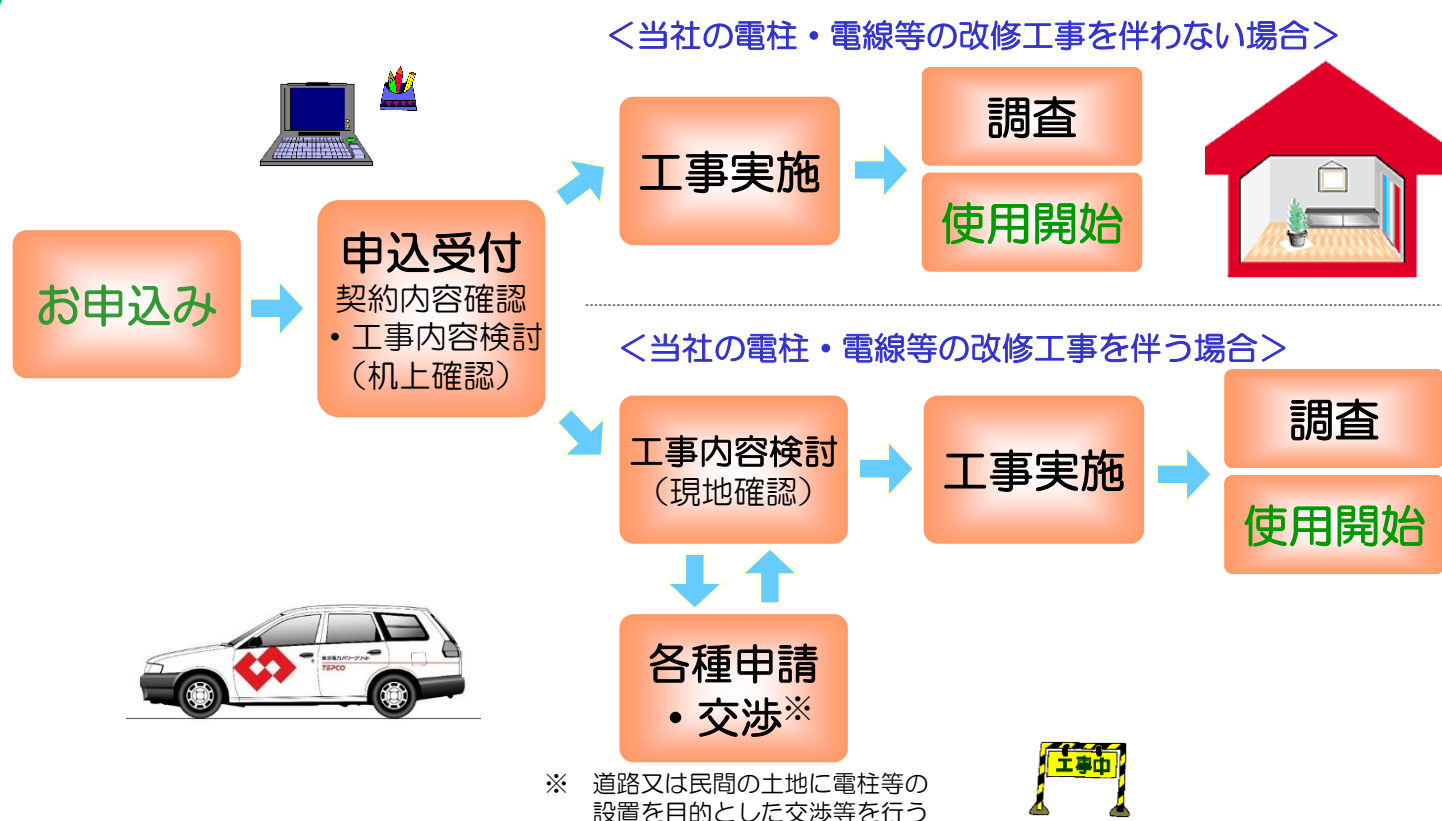


電気使用申込みに関するお願い

1. 早期お申込みへのご協力のお願い

日頃より当社事業に対し、格別のお引き立てとご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
当社は、新築や増改築等における電気供給設備の工事を伴う電気使用申込みにつきましては、お客さまのご希望される電気使用開始日に電気をお届けできるよう準備を進めてまいりますが、お客さまへ電気をお届けする前に電柱・電線等の改修工事を必要とすることがあり、工事の内容によっては、ご希望の日にちよりも工事期間等を要する場合がございます。
つきましては、新たな電気の供給や契約内容の変更等のお申込みに際し、**早めにお申込み**いただきますようご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

電気使用のお申込みから使用開始までの流れ

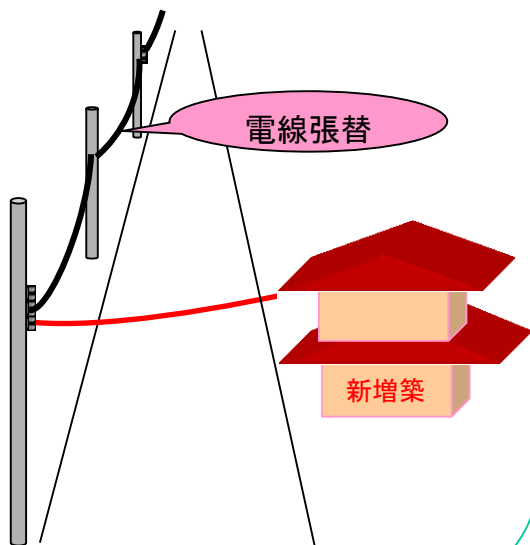


当社の電柱・電線等の改修工事について

- 工事内容の検討では、新築物件等の周囲にある電柱・電線等の確認、お客さまの契約内容に合わせた改修工事の検討を行います。
- 改修工事を必要とする場合は、以下のような工事を行うため、お客さまへ電気をお届けするまでに一定の期間が必要となります。

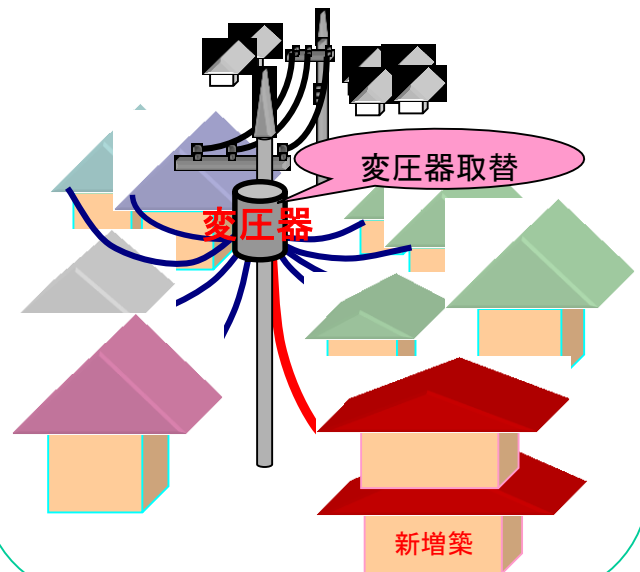
電線工事

住宅街から離れた箇所では、電線が細い場合があります、**電線の張替**が必要となる場合があります。



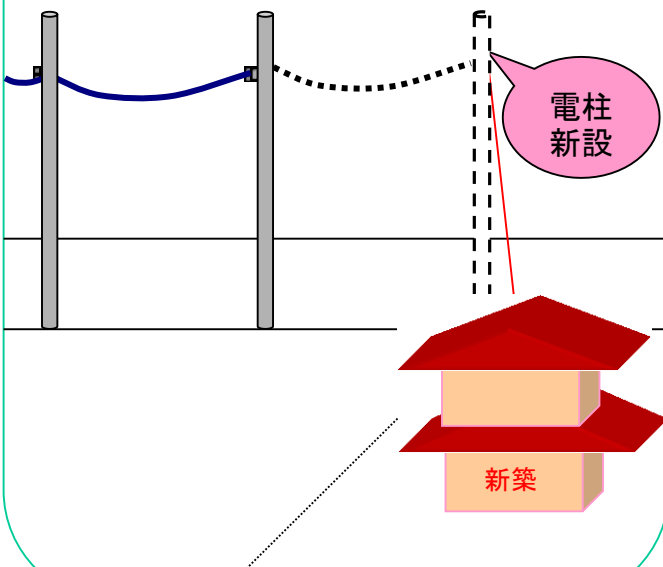
変圧器工事

住宅密集地等では、変圧器が高稼働となり、**変圧器の取替**が必要となる場合があります。



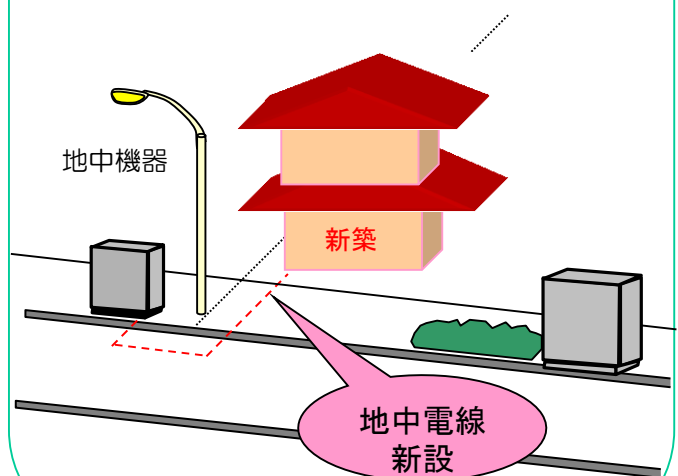
電柱工事

近隣に住宅がない等、周囲に電柱が建っていない場合、**電柱の新設**が必要となる場合があります。



地中線工事

電線を地下に埋めて電気をお送りしているエリアでは、**地中電線の新設**が必要となります。



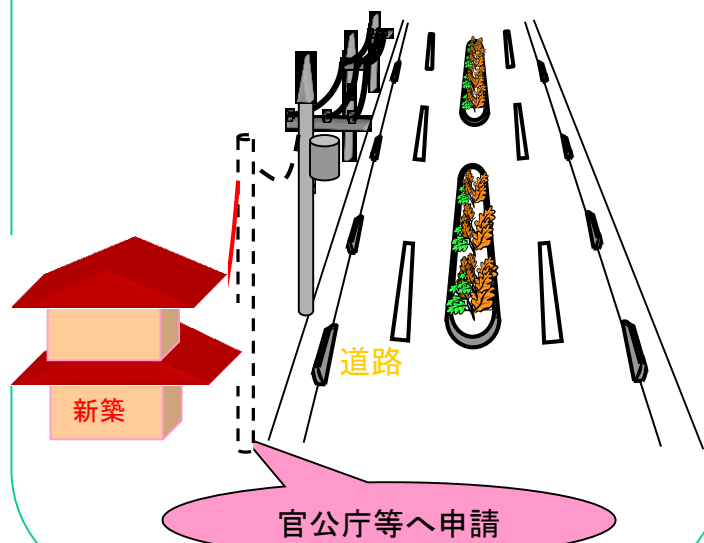
※上記以外にも、電気使用開始前に改修工事を必要とする場合があります。

官公庁等への申請・土地の権利者への交渉

- 工事内容の検討では、必要に応じて官公庁等への申請や土地の権利者への交渉を行います。
- 申請・交渉等を必要とする場合は、以下のような申請等を行うため、お客さまへ電気をお届けするまでに一定の期間が必要となります。

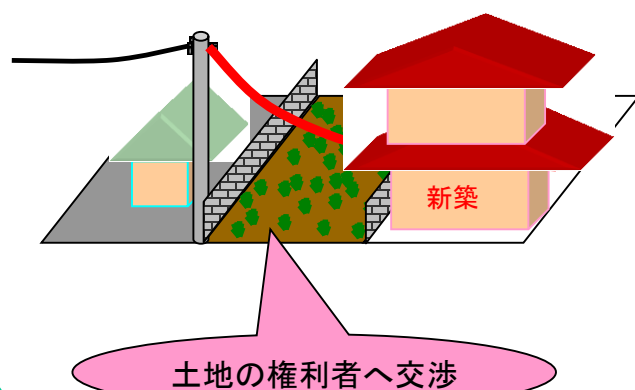
官公庁等への申請

道路上に電柱を立てる場合には、**官公庁等へ申請し許可を得る**必要があります。



土地の権利者への交渉

近隣土地の上空に電線がかかってしまう場合には、その**土地の権利者への交渉**が必要となります。



※ 上記以外にも、電気使用開始前に官公庁等への申請や土地の権利者への交渉が必要とする場合があります。

電気使用の申込みから使用開始までの期間

【多摩(東京23区外)エリアにおいて目安となる所要工程日数】

供給方法	工事種別・規模	お申込み～送電までの所要日数目安
架空線供給	引込線以下	供給工事状況の見える化をご参照ください。
	引込線以下(現場設計)	現場設計完了後、供給工事の見える化の予約状況によります。
	低・高圧本線以下	1カ月～1カ月半程度
	変圧器以下	1カ月～1カ月半程度
	本柱以下	2カ月～3カ月程度
地中線供給	掘削を伴う工事	4カ月程度
	掘削を伴わない工事	2カ月～3カ月程度



※当社の電柱工事や地中線工事ならびに都道横断等において官公庁等への申請や土地の権利者への交渉が必要な場合には、以下を加算した期間が目安となります。

申請先	申請図面等作成から許可・承諾までの期間(目安)	備考
河川	3カ月～4カ月程度	国道における電気工事については、「工事作業届け」から「工事許可」までに長期間を要しますので、早めのお申込みをお願いします。
国道	2カ月半程度	
都道	2カ月程度	
市町村道	1カ月程度	
その他官公有地	2カ月程度	
民地	2～3週間程度	

※ 供給工事状況見える化にてご案内できる対象工事範囲については各事業所にて異なる場合があります。

※ 当社にて事前の現場確認が必要な場合につきましては、個別にお知らせいたします。

※ 地中線による供給工事については、事前協議が全て完了していることを前提としています。

※ 地域事情(駅前等)、道路事情(道路使用許可条件、バス通り、夏期・年末年始・年度末等の道路工事規制等)により所要日数に変動が生じることがあります。

※ 天候・用地事情等により、所要日数に変動が生じることがあります。

2. 計量器取付位置についてのお願い

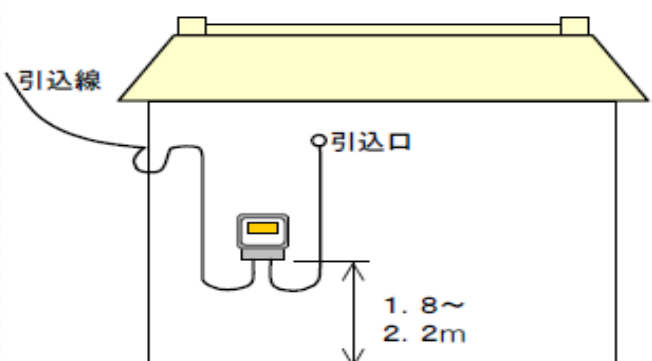
取引用計量器の取付位置について

計量器（電力量計、計器箱、タイムスイッチ）等の取付場所については、電気供給約款、内線規程等にもとづき施工いただいているところです。

一方、様々な要因により検針や保守（電力量計の取替、定期調査等）が困難となり、お客さまにご迷惑をお掛けすることがあります。

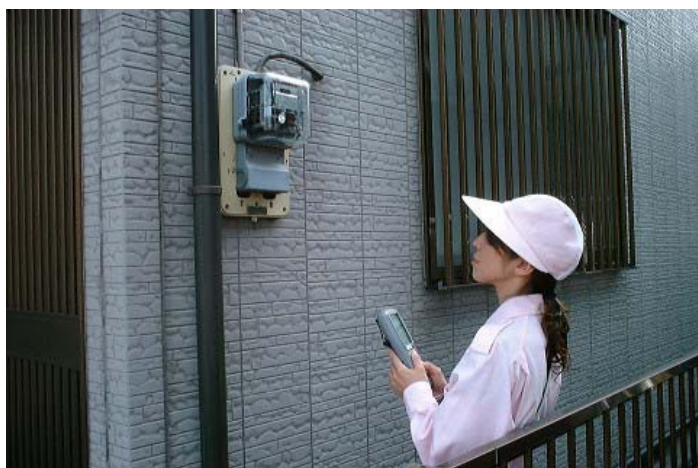
新築工事をはじめ、リフォーム工事や電気機器設置工事の際には、計量器等の取付位置が検針や保守面で支障とならないよう、引き続きご配慮のほどよろしくお願い申し上げます。

計器取付高さ及び配線方法の例



内線規程 付録 引込口配線関係図例 第1図

検針作業イメージ【参考】



内線規程：「需給計器などの取付け」（一部抜粋）

- ①次に示す場所であって検針、保守および調査（検査）の容易な露出場所に取付けること。
 - ・将来建造物が新增設され、又は変更されて、検針、保守などに困難となるおそれがないところ
 - ・通行に支障とならないところ
 - ・その他適当なところ
- ②屋外に取付ける場合は、引込線取付点と引込口との間で、地表上1. 8m以上、2. 2m以下の高さに取付けること。
ただし、工世上やむを得ない場合で、検針、保守などに支障のない場合は、この限りでない。

右図のような場所への計量器設置は、避けていただきますようお願いいたします。



◆お問い合わせは・・・

お問い合わせにつきましては、お近くの当社事業所窓口までお願いいたします。

連絡先等は、当社ホームページをご覧ください。

【東京電力ホームページ】<http://www.tepco.co.jp/index-j.html>